

令和3年(2021年)2月18日

宝塚市長 中川 智子 様

特別定額給付金プロジェクト・チーム
リーダー 吉田 恭子

特別定額給付金プロジェクト・チームの業務完了について(報告)

特別定額給付金プロジェクト・チームにつきましては、下記のとおり目的を達成しましたので報告します。

記

1 国への完了報告

- ・別紙 「令和2年度特別定額給付金給付事業費補助金に係る補助事業実績報告書」及び「特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱」のとおり
「令和2年度特別定額給付金給付事務費補助金に係る補助事業実績報告書」及び「特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱」のとおり

2 給付金支給結果

【世帯】		【個人】	
基準日世帯数	105,560	基準日個人数(人)	233,837
支給世帯数	105,144	支給個人数(人)	233,363
世帯支給率	99.6%	個人支給率	99.8%
未申請世帯数	416	未申請個人数(人)	474

3 事業費及び事務費

- ・事業費 特別定額給付金 233億3千630万円
- ・事務費 委託料、使用料等 1億8千277万3千円

4 プロジェクト・チーム解散時期

令和3年(2021年)3月31日

※別紙実績報告書では、振込等が終了した令和3年2月17日を事業完了日としておりますが、補正予算処理の事務に鑑み、3月31日を解散時期としております。

5 業務の引継ぎ

- ・引継ぎ先 …… 健康福祉部 福祉推進室 せいかつ支援課
- ・引継ぎ内容 …… 国、県からの連絡メール、文書等確認

6 その他

特別定額給付金プロジェクト・チームの活動概要については、別紙のとおり

総務大臣殿

兵庫県宝塚市
宝塚市長 中川智子
(公印省略)

令和2年度特別定額給付金給付事業費補助金に係る補助事業実績報告書

令和2年5月8日付け宝せ支第57号で申請し、令和2年5月11日付け総行政第85号により交付決定された令和2年度特別定額給付金給付事業費補助金

事業につき、

完	了
中	止
廃	止
会計年度が終了	

したので、特別定額給付金給付事業費補助金交付

要綱第12条の規定により、次のとおり報告する。

1 確定を受けようとする補助金の額

認定世帯に給付した特別定額給付金の額 (円)	補助金の概算払受入額 (除く戻入額) (円)
23,336,300,000	23,380,000,000

2 添付書類

参考：特別定額給付金の給付対象数等

3 特別定額給付金給付開始日

令和2年5月21日

4 補助事業の

完了
中止
廃止

 日
令和3年2月17日

特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 特別定額給付金給付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を事業主体として、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこと（以下「補助事業」という。）を目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、別紙の基準に基づき、申請・受給権者からの給付の申請を受けて、市町村が特別定額給付金を給付した場合において、市町村が当該請求に応じて支払う金額について、補助金（補助率：10分の10）を交付する。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の概算払)

第6条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、交付決定額の範囲内で、別記様式第3による補助金概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、請求書の提出があったときは、審査の上、別記様式第4による補助金概算払決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 法第9条第1項の規定に基づき申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して30日以内に、補助事業者が大臣に申し出るものとする。

(変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第5による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第6による中止・廃止の承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第7による補助事業事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第8による補助事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月9日のいずれか早い日までに、別記様式第9による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

総務大臣殿

兵庫県宝塚市
宝塚市長 中川 智子
(公 印 省 略)

令和2年度特別定額給付金給付事務費補助金に係る補助事業実績報告書

令和2年5月8日付け宝せ支第59号で申請し、令和2年5月11日付け総行政第85号により交付決定された令和2年度特別定額給付金給付事務費補助金事業

につき、

完	了
中	止
廃	止
会計年度が終了	

したので、特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱

第12条の規定により、次のとおり報告する。

1 補助金額

補 助 金 額
182,772,513 (円)

2 添付書類

補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書

特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱

(通則)

第1条 特別定額給付金給付事務費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号）、その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、特別定額給付金給付事業（以下「補助事業」という。）に伴う都道府県及び市町村（特別区を含む。以下「地方公共団体」という。）の実施事務に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に伴う地方公共団体の実施事務に必要なものとして別紙に定める経費について、補助金（補助率：10分の10）を交付する。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の概算払)

第6条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、交付決定額の範囲内で、別記様式第3による補助金概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、請求書の提出があったときは、審査の上、別記様式第4による補助金概算払決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 法第9条第1項の規定に基づき申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して30日以内に、補助事業者が大臣に申し出るものとする。

(変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第5による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第6による中止・廃止の承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第7による補助事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第8による補助事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月9日のいずれか早い日までに、別記様式第9による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

特別定額給付金プロジェクト・チームの活動概要について

1 設置目的

・新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないことから、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために給付金が支給されることになった。この支給事務を行うためにプロジェクト・チームが設置された。

2 体制

・リーダー、サブリーダー、職員7名 計9名

3 執務室

・市役所3階大会議室（後ろ3分の2）

4 設置期間

・令和2年4月23日～令和3年3月31日

5 主な事務内容

- ・国、県からの情報の整理
- ・事業にかかる予算措置、予算管理
- ・各種印刷物の準備
- ・給付金システムの調達、管理
- ・派遣（委託）・コールセンター事業者との調整
- ・給付金の受付、振り込み処理
- ・広報たからづか、ホームページ等による事業情報周知
- ・高齢者、障碍（がい）者、外国人等への対応
- ・DV被害者等への対応
- ・書類不備者への対応
- ・未申請者への申請勧奨

○宝塚市プロジェクト・チームの設置に関する規則

昭和48年2月6日

規則第1号

(解散等)

第8条 リーダーは、当該組織についてその設置目的が達成されたと認めるとき、設置期間が満了したとき、又は設置期間内に設置目的を達成することが困難と認められるときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、設置期間内に設置目的を達成することが困難と認められるプロジェクト・チームについては、更にその期間を延長することができる。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けた場合において、プロジェクト・チームの設置目的が達成されたと認めるとき、又は設置期間が満了したときは、直ちに当該組織を解散しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、プロジェクト・チームを解散することができる。